

# 新地方行革指針に基づく 「集中改革プラン」について

平成 1 8 年 3 月  
岩 手 県

## 「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（新地方行革指針）」に基づく「集中改革プラン」について

平成 17 年 3 月に総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について（新地方行革指針）」が示され、地方自治体に対して平成 17 年度から平成 21 年度までを取組期間とする「集中改革プラン」を平成 17 年度中に策定、公表するよう要請がありました。

これは、国が全市町村、全都道府県に要請しているもので、簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備を積極的に推進しようとする観点から、各地方自治体が地方公務員の定員・給与等の縮減、それに伴う財政効果など、行財政改革推進のための計画を策定するとともに、国がこれを取りまとめて公表することとしているものです。

本県では、このような国の要請に先駆けて、既に平成 15 年 10 月、岩手県行財政構造改革プログラム（平成 15 年度から平成 18 年度）を策定し、平成 15 年度から 18 年度までの 4 年間に見込まれた約 1,750 億円の財源不足を解消するため、職員数の削減や給与の減額措置による人件費の抑制、更には大規模施設整備の見直し等による投資的経費の大幅な削減など、2 千億円を上回る徹底した歳出削減に取組み、その結果として、平成 18 年度当初予算においてプライマリーバランスの均衡を達成し、はじめて県債残高が減少に転じるなど着実な成果をあげてきました。（別紙資料参照）

人件費の抑制 平成 18 年度当初予算後の削減見込み（4 年間）：4 4 1 億円程度

投資的経費の抑制 平成 18 年度当初予算後の削減見込み（4 年間）：9 5 8 億円程度

職員の削減 知事部局の職員 5,013 人（H15.4.1） 4,630 人程度（H18.4.1）

平成 15 年度からの 3 年間で 3 8 3 人純減

しかしながら、今後の国の交付税等の抑制基調のもと、主要 3 基金の繰入れ、借換え債の発行等のいわゆる「やりくり」に頼らない実力ベースの歳入に見合った歳出構造に変えていくことを前提に、昨年 10 月に大まかな財政見通しを試算したところ、平成 19 年度から平成 22 年度までの 4 年間で、2 千億円を超える財源不足が見込まれたことから、次の 4 年間においてもポスト行財政構造改革プログラム（平成 19 年度から平成 22 年度）を策定し、従来の延長線上ではない、更に徹底した抜本的な行財政改革に取り組むこととしております。

このように本県では、国が要請している「集中改革プラン（平成 17 年度から平成 21 年度）」については、現行の「行財政構造改革プログラム（平成 15 年度から平成 18 年度）」及び「ポスト行財政構造改革プログラム（平成 19 年度から平成 22 年度）」が、それに対応するものと考えていますが、今回、国の要請を踏まえて、平成 21 年度までの取り組むべき主な項目について、現時点における数値目標等の見通しや取組みの方向を概ねの目安として整理し、公表することとしました。

なお、これらの項目については、今後のポスト行財政構造改革プログラム策定作業の中で、更に精査し具体化を図っていくこととしております。

1 歳出規模の適正化及び歳入の確保

(1) 総人件費の抑制

(単位:百万円)

取組項目	実施計画				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
職員削減分(効果額)	5,710	8,830	10,386	12,692	15,421
給与等削減分(効果額)	1,357	1,652	1,576	1,597	2,338
その他	467	559	559	559	559

(注1) 各項目の実施計画に記載している金額は、平成16年度最終予算をベースとした削減額(見込み)である。(普通会計)

(注2) 職員削減分は、職員数削減による歳出削減効果額である。

(注3) 給与等削減分は、職員数削減による歳出削減以外の歳出削減効果額である。

なお、給与等削減分は、給与減額等の臨時的なものは当該年度削減分のみを集計し、制度の見直し等で後年度にも効果が継続するものは累積して効果額を計上している。

(2) 総人件費の抑制以外の歳出削減

(単位:百万円)

主な取組項目	実施計画				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
事務事業の廃止・縮小による削減額	1,216	666			
内部管理経費の見直しによる削減額(効果額)	268	633			
民間委託による削減額(効果額)	78	273			
普通建設事業費の削減額(効果額)	2,268	31,445			
うち公共事業費の削減額(効果額)	4,983	16,693			
大規模事業の見直し					
施設等維持補修費の見直しによる削減額(効果額)	312	69			
補助負担金等の整理合理化による削減額(効果額)	1,412	1,462			

(注1) 各項目の実施計画に記載している金額は、平成16年度当初予算をベースとした削減額である。(普通会計)

(注2) うち公共事業費は一般会計ベースである。

## (3) 歳入の確保

(単位:百万円)

主な取組項目	実施計画				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
超過課税の実施、法定外税新設	623	1,198	1,323	1,302	1,243
			産業廃棄物税については制度を見直すこととしていることから、平成21年度の推計額は計上していない。		
税の徴収対策					▶
県税収入率 (個人県民税除き)	98.9%	99.0%	県税徴収率の向上に努める。		
県税収入率 (うち現年課税分) (個人県民税除き)	99.5%	99.6%			
滞納額の縮減 (年度末残)			滞納額の縮減に努める。		
未利用財産の売払い 等	523	1,602	保有財産を精査のうえ、真に必要な財産以外については一般競争入札等により売却を進めるとともに、貸付等も含め更なる有効活用に努める。▶		
使用料・手数料の 見直し(効果額)	46	74	これまで徴収していない使用料・手数料等についても見直しを行い、更なる歳入確保に努める。▶		

(注1) 平成17年度、18年度は当初予算ベース、平成19年度以降は推計額である。

## 2 組織・職員体制のスリム化

## (1) 職員数の推移

(単位:人)

取組項目	実施計画				
	H17.4.1				H22.4.1
職員数 計	26,379				24,800
H17.4.1比		平成23年4月1日の知事部局の職員数を4,000人程度とすることを目標としながら、県全体の職員数について徹底した適正化を図ることとしており、平成22年4月1日時点における職員数の目標は24,800人程度とする。			1,579
うち知事部局	4,841				4,130
H17.4.1比					711

(注) H17.4.1の知事部局の職員数4,841人は、県立大学派遣者67人を含む人数である。

(2) 給与の適正化関係

取組項目	実施計画				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
高齢層職員昇給停止	・高齢層昇給停止制度を運用中(H13年度～) ・高齢層職員の昇給抑制措置(国の給与構造改革に準じるもの)を実施(H18年度～)				
不適正な昇給運用の是正	・退職時の特別昇給を廃止(H17年1月)				
級別職務区分表に適合しない級への格付け等の見直し	・級別職務区分表に適合しない級への格付けを廃止(H18年度～)				
退職手当の支給率の見直し	・国に準じた支給率の見直しを実施(H16年1月)				
特殊勤務手当の適正化	・農業研修業務手当など3手当の支給率引下げ(H17年度～) ・医師手当、通信作業手当の廃止(H18年度～)				
その他の手当の適正化	・特勤手当など4手当の支給割合上限の引下げ(H17年度～) ・産業教育手当など2手当の支給割合の引下げ(H17年度～) ・農林漁業普及指導手当の支給率の引下げ(H18年度～)				
技能労務職の給与の見直し	・国の給与構造改革に準じた給料表水準の引下げ(H18年度～)				

(3) 出先機関の見直し

取組項目	実施計画				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
出先機関の統廃合等	・花巻空港管理・建設事務所を統合 ・県立大学・短期大学の独法化	・地方振興局の再編 ・工業技術センターの独法化	今後も、組織の統廃合などを検討し、より簡素で効率的な組織とするよう見直しを進める。▶		

3 事務事業の廃止・縮小・効率化

取組項目	実施計画				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
縮小件数	51	11	すべての事務事業について、その必要性、有効性、効率性、緊急性などの観点から見直しを行い、優先度の低い事務事業について、廃止・縮小など効率化に取り組む。▶		
廃止件数	42	22			

4 質の高い行政サービスの提供

(1) 外部委託等(公の施設を含む(指定管理者制度等))

取組項目	実施計画				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
事務事業の外部委託数	13	複数の事務事業について横断的に集約化を図るなどにより、更なる委託を進める。▶			
指定管理者制度導入施設数(累計)	1	48	現在、県が直営で管理している施設についても、今後のあり方等について検討を進める。▶		

(2) 市町村への権限移譲

取組項目	実施計画				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
移譲事務数(累計)	218	488			
	<p>平成17年4月に「県事務の市町村への移譲指針」を策定し、市町村に移譲可能な629の事務メニューを提示しており、今後、市町村の状況や意向に配慮しながら、地域の実状に応じた権限移譲を進める。</p>				

5 県出資等法人の見直し

(1) 点検評価・情報公開の体制等

取組項目	実施計画				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
点検評価及び情報公開					
県関与法人	36法人				
	<p>・毎年、県の出資比率が25%以上の法人に対して継続して運営評価(点検評価)を実施し、その結果を公表している。          ・外部の監査法人などによる法人の経営調査を実施し、その結果を公表している。(16年度より継続)          ・県の出資比率が25%以上の法人は、情報公開条例に基づきすべて財務諸表・事業内容等を公開している(県の行政情報センター及びHP等)。平成17年度以降は、県から補助金等の財政支援がある法人については、経営状況・財政支援の必要性・今後の見直しなど全て公開するよう指導している。</p>				

(2) 今後の給与の見直し計画

取組項目	実施計画				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
給与の見直し	検討				
県関与法人	36法人				
	<p>・要経営改善法人については、役員給与の削減や職員給与の削減を実施する。          ・給与体系が県職員に準拠している法人については、経営状況を踏まえた、法人独自の給与体系に見直すよう指導する。</p>				

(3) 役職員数の削減計画

取組項目	実施計画				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
役職員数の削減	検討				
県関与法人	36法人				
	<p>・法人の自立の観点から、県職員の法人への派遣の廃止・縮小を進める。          ・団体代表者への県職員就任については、団体経営責任の明確化及び県関与の適正化の観点から見直しを進める。          ・知事等三役の法人役員への就任については、真に必要な場合を除き、廃止する。          ・県職員の監事、監査役への就任についても、経営の透明性を図る観点から原則廃止する。</p>				

(4) 統廃合の実施予定

取組項目	実施計画				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
廃止・統廃合法人数	2	2	1	1	→
現在の「若手県出資等法人改革推進プラン（平成15年12月策定）」が18年度に満了となることから、19年度から22年度までを実施期間とする新しい改革推進プランを策定する。					

6 医療局(県立病院等事業)の取組み

(1) 職員数の推移

(単位:人)

取組項目	実施計画				
	H17.4.1				H22.4.1
本局及び病院職員数	4,753				4,604
「県立病院改革実施計画（平成16年度～20年度）」以降の取組みについては、今後精査していく。					
H17.4.1比					149

(2) 総人件費の抑制

(単位:百万円)

取組項目	実施計画				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
削減額(効果額)	600	807	1,070	924	1,103

(注) 削減額は、平成16年度決算における職種別給与費の1人当たり単価(給料、手当、法定福利費の合計及び正規職員の延人数から算出した単価)を基に計算した見込み額である。

7 企業局(電気事業及び工業用水道事業)の取組み

(1) 職員数の推移

(単位:人)

取組項目	実施計画				
	H17.4.1				H22.4.1
電気事業	122				114
工業用水道事業	13				12
合計	135				126
「次期中期経営計画（平成19年度～21年度）」の取組みについては、今後精査していく。					
H17.4.1比					9

(2) 総人件費の抑制

(単位:百万円)

取組項目	実施計画				
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
電気事業削減額(効果額)	12	28	52	68	76
工業用水道事業削減額(効果額)	1	9	9	9	9
削減額計(効果額)	11	37	61	77	85

(注) 削減額は、平成16年度決算における職種別給与費の1人当たり単価(給料、手当、法定福利費の合計及び正規職員の延人数から算出した単価)を基に計算した見込み額である。